

令和8年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病	床	数	650 床
(2) 年間入院患者数			213,525 人
(3) 年間外来患者数			313,300 人
(4) 1日平均入院患者数			585 人
(5) 1日平均外来患者数			1,300 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病	床	数	300 床
(2) 年間入院患者数			101,060 人
(3) 年間外来患者数			44,516 人
(4) 1日平均入院患者数			277 人
(5) 1日平均外来患者数			185 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員			80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数			27,740 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利用者数			8,624 人
(9) 1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数			76 人
(10) 1日平均通所リハビリテーション等 利用者数			28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病	床	数	624 床
(2) 年間入院患者数			187,424 人
(3) 年間外来患者数			282,200 人
(4) 1日平均入院患者数			513 人
(5) 1日平均外来患者数			1,171 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 329,000 千円の財源の一部に充てるため、企業債 329,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款 市民病院事業収益	35,423,146 千円
第1項 医業収益	32,700,976 千円
第2項 医業外収益	2,707,464 千円
第3項 特別利益	14,706 千円
第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業収益	10,256,052 千円
第1項 医業収益	7,599,877 千円
第2項 医業外収益	2,614,775 千円
第3項 研究助成収益	20,000 千円
第4項 介護老人保健施設収益	20,400 千円
第5項 特別利益	1,000 千円
第3款 みなと赤十字病院事業収益	1,859,471 千円
第1項 医業収益	60,282 千円
第2項 医業外収益	1,798,189 千円
第3項 特別利益	1,000 千円
合計	47,538,669 千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	36,728,231 千円
第1項 医業費用	35,018,490 千円
第2項 医業外費用	380,741 千円
第3項 特別損失	329,000 千円
第4項 予備費	1,000,000 千円
第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業費用	10,551,620 千円
第1項 医業費用	10,071,450 千円
第2項 医業外費用	122,083 千円
第3項 医学研究費用	20,000 千円
第4項 介護老人保健施設費用	37,087 千円
第5項 特別損失	1,000 千円
第6項 予備費	300,000 千円
第3款 みなと赤十字病院事業費用	1,821,960 千円
第1項 医業費用	971,574 千円
第2項 医業外費用	349,386 千円
第3項 特別損失	1,000 千円
第4項 予備費	500,000 千円
合 計	49,101,811 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,602,796 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入	1,638,232 千円
第1項 企業債	655,000 千円

第2項	一般会計負担金	980,432 千円
第3項	その他の	2,800 千円
第2款 資本的収入		2,022,004 千円
第1項	企業債	1,030,000 千円
第2項	一般会計負担金	991,904 千円
第3項	その他の	100 千円
第3款 資本的収入		1,678,613 千円
第1項	一般会計負担金	1,453,491 千円
第2項	一般会計補助金	225,122 千円
合計		5,338,849 千円
支出		
第1款 市民病院事業資本的支出		3,011,001 千円
第1項	建設改良費	655,998 千円
第2項	企業債償還金	2,249,963 千円
第3項	投資費	5,040 千円
第4項	予備費	100,000 千円
第2款 資本的支出		2,736,943 千円
第1項	建設改良費	1,031,414 千円
第2項	企業債償還金	1,605,529 千円
第3項	予備費	100,000 千円
第3款 資本的支出		2,193,701 千円
第1項	建設改良費	10,000 千円
第2項	企業債償還金	2,183,701 千円
合計		7,941,645 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
市　　民　　病　　院 建物総合管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	1,169,000 千円
市　　民　　病　　院 物品管理業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	6,426,000 千円
市　　民　　病　　院 洗浄滅菌・手術室等 補助業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	302,000 千円
市　　民　　病　　院 医療機器保守業務委託	令和9年度から 令和12年度まで	581,000 千円
市　　民　　病　　院 医学研究修経費	令和9年度	20,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理委託	令和9年度から 令和10年度まで	520,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 検査業務委託	令和9年度から 令和10年度まで	300,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学研究修経費	令和9年度	10,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医療機器保守業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	240,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター D X推進関連業務経費	令和9年度から 令和13年度まで	95,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。
- (2) 限度額 2,014,000 千円
- 市 民 病 院
建設改良費等充当企業債 984,000 千円
- 脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 1,030,000 千円
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和8事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
 - ウ 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (4) 利率 年 8.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 債還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
- (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,151,733 千円

(2) 交際費 639 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,255,304千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、21,102,497千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	備品	磁気共鳴断層撮影装置	一式

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春